

議案第68号

鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正 について

次のとおり鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>(資本剰余金)</u></p> <p><u>第9条の2 県営企業において資本的支出に充てるために補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）の交付を受けたときは、当該補助金等の額に相当する金額を資本剰余金として積み立てるものとする。</u></p> <p><u>2 補助金等により取得した固定資産で知事が定めるところにより減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。</u></p>	<p>(罰則)</p> <p>第9条 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院における使用料及び手数料の減免)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(資本剰余金)</u></p> <p><u>第7条 病院事業において資本的支出に充てるために補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）の交付を受けたときは、当該補助金等の額に相当する金額を資本剰余金として積み立てるものとする。</u></p> <p><u>2 補助金等により取得した固定資産で病院事業の管理者が定めるところにより減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。</u></p>	<p>(病院における使用料及び手数料の減免)</p> <p>第6条 略</p>

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第9条 略

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第10条 略

(業務状況の説明書類の提出)

第11条 略

(企業管理規程への委任)

第12条 略

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 略

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第9条 略

(業務状況の説明書類の提出)

第10条 略

(企業管理規程への委任)

第11条 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。